

我孫子市統合型・公開型GIS構築導入業務委託及び使用
仕様書

令和8年6月1日

我孫子市企画総務部デジタル戦略課

— 目 次 —

1 導入システムの基本方針	P1
2 調達するパッケージについて	P1
3 要求するライセンス	P1
4 現行システム・環境について	P1
5 本事業の実施スケジュール	P3
6 本事業において受注者が実施する業務	P3
7 セキュリティの確保	P9
8 バックアップ・リカバリー	P9
9 本番運用期間中のシステム使用契約について	P10
10 本番運用期間中の別途契約について	P10
11 5年間の運用終了後について	P10
12 今回導入したシステムの運用終了時の対応について	P11
13 成果物	P11
14 機密保護	P12
15 再委託	P12
16 その他	P12

【別紙・別添】

別紙1_要求機能一覧

別紙2_帳票一覧

別紙3_統合型 GIS コンテンツ一覧

別紙4_公開型 GIS コンテンツ一覧

別紙5_背景ファイル一覧

別紙6_データセット一覧

別添_帳票サンプル

1 導入システムの基本方針

現行運用している統合型 GIS 及び公開型 GIS の機能や提供事業者による運用支援等については概ね問題がないものの、昨今の物価上昇や人件費の高騰により、かかる費用の高騰が告知されています。当該システムを調達した際のプロポーザルで提示された額の2倍程度まで費用が高騰するため、新たに統合型 GIS 及び公開型 GIS の調達を行うものです。

今回調達する統合型 GIS 及び公開型 GIS は市民の利便性、事業の継続性、更改による職員・利用者・費用の負担、職員の習熟などを考慮し、5年間の継続利用を想定しています。また、当該5年間の評価が優良と判断された場合には、更に5年間の継続利用も検討します。長期に渡る利用となる可能性があるために、機能の充実及び陳腐化対策は元より、費用高騰対策が考慮されている事業者の特定及びパッケージシステムの導入が必須です。

以上のことを総合的に勘案し我孫子市に最適なパッケージシステムの導入を行うために、公募型プロポーザルにより構築導入業務を実施する事業者を特定します。

2 調達するパッケージについて

本調達においては、「別紙1_要求機能一覧」に記載された「必須」機能をすべて満たすことを最低限の要件としています。さらに、「重要」、「推奨」とされている機能についても、可能な限り多く搭載されているパッケージを選定対象とします。

また、「使いやすさ」を最優先の要件と位置付けており、市民や事業者の利便性の向上はもとより、市職員が円滑に運用できるユーザビリティの高いシステムであることを求めます。これにより、利用者全体の満足度向上と効率的な業務遂行を実現します。

3 要求するライセンス

統合型 GIS を編集可能な職員の同時アクセス数の下限は30とし、公開型 GIS を編集可能な職員の同時アクセス数の下限は10とします。承認する権限を有するライセンスが別途必要な場合は編集可能なライセンスと同数必要です。また、株式会社ゼンリンが提供する住宅地図を利用できるライセンスは同時アクセス数15ライセンスとしてください。これらについて、発注者が提供可能なライセンス形態により最適な数量を提案し、見積額としてください。いずれも今後の拡張を見越し柔軟にライセンス数を変更できることが望ましいです。

なお、ゼンリン住宅地図は、買い切り版ではなく、随時地図情報が更新されるライセンスとしてください。ライセンスの購入期間は5年間とします。

4 現行システム・環境について

本市では現在、株式会社インフォマティクスの統合型 GIS「GeoConic」と公開型 GIS「GeoCloud」を使用しています。統合型 GIS・公開型 GIS 共に Microsoft Edge で操作及び管理が可能なシステムです。

構築環境については、統合型 GIS は発注者が提供する仮想基盤内に Windows server2019 で構築し運用しています。公開型 GIS は株式会社インフォマティクスが提供するデータセンターに構築しています。

職員が業務で使用している業務用端末は原則 VDI 環境で、インターネットと論理分離されており、インターネットの閲覧は RBI(リモートブラウザアイソレーション)での閲覧に限られています。また、ファイルのアップロード等はセキュリティソフトウェアにより制限され上長承認が必要となっています。なお、インターネット接続専用の端末は全ての部署ではないものの必要な数量は配置しています。

【現在の利用状況】(令和8年5月1日時点)

○GIS 利用部署

統合型 GIS(20課)

建設部 道路課	建設部 交通政策課
建設部 下水道課	建設部 治水課
都市部 都市計画課	都市部 建築住宅課
都市部 公園緑地課	都市部 市街地整備課
市民生活部 市民安全課	市民生活部 市民協働推進課
企画総務部 行政管理課	企画総務部 秘書広報課
財政部 課税課	財政部 資産管理課
環境経済部 生活衛生課	健康福祉部 健康づくり支援課
子ども部 保育課	教育総務部 教育総務課
生涯学習部 文化・スポーツ課	消防 警防課

公開型 GIS(9課)

建設部 道路課	建設部 交通政策課
建設部 下水道課	建設部 治水課
都市部 都市計画課	都市部 公園緑地課
都市部 建築住宅課	市民生活部 市民安全課
健康福祉部 障害者福祉センター	—

○コンテンツ(地図)数

統合型 GIS:102コンテンツ(内移行が必要なコンテンツ66)

公開型 GIS:22コンテンツ(公開型 GIS 独自3コンテンツ)

○レイヤ数

777レイヤ

※GeoConic の仕様で1レイヤ毎に「ポイント」「ライン」「ポリゴン」「マルチポイント」の最大4種類のデータが出力される可能性があります。また、それぞれのデータについて文字コード情報、属性情報、座標系の情報、図形のインデックス情報、図形の情報の5種類のファイルが出力されます。

○背景図数

31(GoogleMap 含まず)

5 本事業の実施スケジュール

- ・令和8年8月 契約協議及び契約締結
- ・令和8年8月～12月 「1 実施する業務の概要」の実施
- ・令和9年1月～3月 市職員によるデータ修正に対する支援
- ・令和9年4月1日 本番運用開始

※上記スケジュールは現時点での市の想定であり、詳細なスケジュールは契約締結後1週間以内に受注者が発注者に対して案を提示し、キックオフ会議にて説明してください。なお、データ移行後の「市職員によるデータ修正」は十分な期間が確保できるように配慮してください。

6 本事業において受注者が実施する業務

本事業において、受注者が実施する業務として最低限のものを以下に記載しています。事業開始後のキックオフ会議にて、本事業を円滑に推進する上で必要十分な作業について事業実施計画書又は WBS として発注者に提案し承認を得てください。

作業費用として見積りを行う場合は、以下に記載する作業と受注者が提案する作業を含めてください。

(1)プロジェクト管理

①本事業を推進する上で必要な体制構築を行うこと。

以下に最低限必要な体制を示す。別途定めるキックオフ会議において受注者の事業推進体制を提示すること。

○プロジェクトマネージャー(PM)

役割: プロジェクト全体の計画・進捗管理・予算管理・課題管理を担当する。成果物の品質確保や市担当者とのコミュニケーションの窓口となる。

必要スキル: IT プロジェクトマネジメント経験、GIS プロジェクトの知識、高い対人調整能力を有すること。

○開発担当者(SE)

役割: 本事業の全期間を通して、システムの構築導入を行う。本事業の要求する水準を確保できる技術力を有した者が担当すること。

必要スキル: GIS の構築導入業務の実施経験、技術上の課題が発生した際の解決能力、コミュニケーション能力を有すること。

○GIS エンジニア

役割: GIS の構築導入事業における地図データの加工・管理・移行、各種ツールの導入支援経験を有する者が担当すること。

必要スキル: GIS 特有の地図、レイヤ等のデータを正確にシステム上に落とし込むために必要なシステムに関する知識を有すること。

○テスト・品質管理担当

役割: システムの動作確認、機能テスト、ユーザビリティテスト、納品前の品質

保証を行う能力を有する者が担当すること。

必要スキル: テスト設計・実施経験、GIS の動作特性を把握していること。

○トレーニング担当

役割: 市職員向けの操作マニュアル作成と研修の実施、利用促進の支援、市職員作業フェーズにおいて支援を行えるものを担当とすること。

必要スキル: 教育・研修経験、GIS 操作知識を有すること。

②本事業を推進する上で必要な会議を実施すること。

○キックオフ会議

実施時期: 契約締結後1週間以内

実施内容: 本事業のスケジュール、推進体制、実施計画の提示を行うこと

参加者: プロジェクトマネジャー、主任技術者、受注事業者の責任者他

○定例会議

実施時期: 毎月1回

実施内容: 事業の進捗報告、課題管理、その他連絡事項の報告等

参加者: プロジェクトマネジャー、受注事業者の営業担当他

○緊急会議

実施時期: 本事業を推進する上で緊急に調整が必要な事柄が発生した場合

実施内容: 緊急調整事項に係る内容

参加者: プロジェクトマネジャー、受注事業者の営業担当他

○稼働判定会議

実施時期: 仮稼働日、本稼働日の1か月程度前の日

実施内容: 現在の残課題の報告、稼働させることに問題がない旨の報告等

参加者: プロジェクトマネジャー、主任技術者、受注事業者の営業担当他

③本事業が円滑に推進できるよう以下の管理業務を行うこと。

○プロジェクト計画策定

目的・目標の明確化、スコープの定義(業務範囲の整理)、詳細な作業分解構成図(WBS)の作成、スケジュール策定(マイルストーン設定)、予算計画作成、品質基準・品質管理計画の策定、リスク管理計画の策定

○組織・体制構築

役割・責任の明確化、主要関係者(ステークホルダー)との役割分担整理、コミュニケーションルールの設定

○進捗管理

作業進捗の定期的なモニタリング、スケジュール調整、遅延対応策の検討と実施、成果物のレビューと検証

○リスク管理

リスクの洗い出しと評価、リスク回避・軽減策の策定と実施、リスク発生時の対応手順管理

○品質管理

成果物の品質レビュー実施、テスト計画の管理と実施状況確認、品質改善アク

シヨンの実施

○コミュニケーション管理

定期的な報告会・会議の開催、進捗・課題・リスクの情報共有、対外折衝・調整業務

○課題管理

課題の記録・優先順位付け、対応状況の管理と解決策の確認

○ドキュメント管理

計画書、設計書、テスト結果などの文書管理、バージョン管理の実施

○変更管理

仕様変更の受付と影響評価、変更承認プロセスの運用、スケジュール・予算等への反映管理

○教育・研修計画と実施管理

操作説明会や研修スケジュールの管理、受講状況の把握とフォローアップ

○納品・引き渡し管理

納品物の確認・受入試験の計画・実施、関係者間の承認取得

○運用準備とサポート体制構築

運用マニュアル作成、保守対応手順の整備

(2)統合型GISの構築導入業務

統合型 GIS は受注者の提案するパッケージシステムを使用して構築導入作業を実施してください。なお、導入するシステムのバージョンは庁内の機器・ネットワークを考慮した上で可能な限り最新のものとしてください。

設置場所は本庁舎の仮想基盤(VMware)とし、クライアントとは既設の庁内LANによる接続とします。仮想基盤では、WindowsServer2016、2019 のOSライセンスを本市から提供できます。ただし、WindowsServer2019 のサポート期限が令和11年(2029年)1月9日までのため、運用期間内にOSの更新の必要が発生します。OS更新のためのソフトウェアの購入及び作業の費用については、見積費用内に含めるものとします。OSの更新作業を避けるため、WindowsServer2022以降のOS、有償のUnix系のOSを購入して本事業に使用する場合は当該ソフトウェアライセンス費用を見積費用内に含めてください。

本市から提供する WindowsServer ライセンスを使用する場合は、基本的な状態のデプロイまでを発注者が行い、システムのセットアップ及び各種チューニングは受注者が実施するものとします。

有償のリレーショナルデータベースのライセンスについては、見積費用内に含める必要があります。なお、OracleDB については、当市仮想基盤で運用することはできないため物理サーバの費用を見積費用内に含めてください。

構築したサーバとクライアントとの接続にあたっては、庁内ネットワーク事業者及び当市インフラ・セキュリティ系の職員と十分な協議を行い、適切に設定してください。

(3)公開型GISの構築導入業務

公開型 GIS は、受注者が提供するデータセンター等において、受注者が提案したパッケージシステムを使用して構築導入作業を実施してください。なお、導入するシステムのバージョンは庁内の機器・ネットワークを考慮した上で可能な限り最新のものとしてください。

庁内から公開型 GIS へ接続する回線は①インターネットを利用するか、②閉域網又はインターネット VPN を利用するものとしてください。①の場合は十分な認証・暗号化・アクセス制限を行い、改ざん等のセキュリティリスクに備えてください。②の場合の回線費用は後述する使用契約(月額費用)に含むものとします。

公開型 GIS における公開情報はインターネットで閲覧可能なものとしてください。公開型 GIS における管理情報はインターネットで閲覧不可とし、庁内ネットワークからのみ接続できるようにしてください。

庁内ネットワークから公開型 GIS への接続については庁内ネットワーク事業者及び当市インフラ・セキュリティ系の職員と十分な協議を行い、適切に設定してください。

(3)職員利用環境の構築

職員が使用する端末等の環境は以下のとおりです。構築導入するシステムが動作するよう端末等のセットアップを行ってください。庁内ネットワークの AD の機能により設定を配信することもできますが、作業内容については庁内ネットワーク事業者及び当市インフラ・セキュリティ系の職員と協議を行ってください。

【職員端末情報】

端末:VMWare によるVDI環境

OS:Windows10 Enterprise LTSC1809

メモリ:4Gバイト

ブラウザ:Google Chrome 131.0.6778.265(64 ビット)

Microsoft Edge 116.0.1938.98(64 ビット)

なお、令和8年12月以降は Windows11 の環境に切り替わります。環境切替後も特段の作業がなく動作するよう考慮してください。ネットワーク・インターネットの使用環境は「4 現行システム・環境について」で記載した現行環境から大きく変更はありません。

(4)背景地図のセットアップ

背景地図は「別紙5_背景ファイル一覧」に記載しているものをセットアップしてください。各背景地図の要件は当該一覧に記載のとおりです。なお、地図の配置する位置には最新の注意を払い、ズレのないよう作業を行ってください。

背景地図の画像ファイル等の素材は原則発注者から提供します。なお、「別紙5_背景ファイル一覧」の「所管部署」に「ベンダ」と記載されている地図については受注者が提供してください。

「GoogleMap」の提供は必須としませんが、提供できない場合は他の視認性の高い地図を提供してください。

(5)各種台帳のセットアップ

発注者から提供する現行システムより抽出した Shape ファイル及び関連図書(添付ファイル)を構築するシステムにセットアップしてください。Shape ファイルの取り込み、関連図書の関連付け、背景地図との位置の調整などコンテンツの基本となるセットアップは全て受注者の作業とします。調整の確認及び修正の指示は市職員により行います。なお、セットアップにあたり必要となる現行システム運用事業者が作成したデータ定義書は発注者より提供します。

統合型GISの各種台帳の要件は、「別紙 3_統合型 GIS コンテンツ一覧」に記載しています。各要件を満たすよう作業を実施してください。

また、公開型 GIS については、「別紙 4_公開型 GIS コンテンツ一覧」に記載のある台帳を公開します。原則、統合型GISにあるデータをアップロードするものですが、レイヤの取捨選択や情報の追加が必要な場合があります。統合型 GIS から公開型 GIS にシームレスにアップロードが可能な場合は市職員にて作業を行います。市職員作業の支援を行ってください。統合型 GIS からファイルの持ち出しを行い公開型 GIS にアップロードするなど手動での作業が発生する場合は受注者にて作業を行ってください。ただし、公開しないレイヤやファイルなどがありますので市職員の指示に従って作業を行ってください。

○関連図書

地図上のランドマークに紐づけて登録している関連図書は合計で11.8GByte、約6万6688ファイル(令和8年5月1日時点)あります。

○レイヤ

レイヤは「別紙6_データセット一覧」の各行について、「ポイント」「ライン」「ポリゴン」「マルチポイント」の最大4種類のデータが出力される可能性があります。また、それぞれのデータについて以下のファイルが出力されます。

- .cpg:文字コード情報
- .dbf:属性情報
- .prj:座標系の情報
- .shx:図形のインデックス情報
- .shp:図形の情報

(6)帳票機能の構築

「別紙 2_帳票一覧」及び「別添_帳票サンプル」にある帳票の出力を実現してください。実現方法については、パッケージのカスタマイズ、外付けシステムの構築など受注者に委ねるものとします。ただし、EUC 機能で実現する場合の設定値の初期セットアップは受注者の作業とします。

(7)システムパラメータ・アカウント等の設定

システムが問題なく円滑に利用できるようにパラメータの設定を実施してください。パラメータの設定にあたっては、発注者及び利用担当課のヒアリングを行い、当市の運用に最適な設定を行うものとします。

アカウントの発行、権限の付与を実施してください。アカウントの発行が必要となるユーザの一覧及びそのユーザに付与すべき権限の素案は発注者より提供します。

(8)各種テストの実施

テスト実施計画書を各種テスト実施前までに発注者に提示して、テスト内容の承認を得てください。

単体テスト、結合テスト、システムテストを適切な時期に受注者の作業として実施してください。テスト項目としては、例として地理空間データの正確性検証、地図表示の速度・レスポンス検証、各種検索・分析機能の動作検証、データインポート・エクスポート機能の検証、権限管理やセキュリティ機能のテスト、システムの同時アクセス耐性(負荷テスト)が挙げられます。必要十分なテスト項目を設定してテストを実施してください。テスト終了後、遅滞なくテスト結果報告書を発注者に提出してください。

運用テスト、受入テストは市職員にて実施します。受注者はテスト実施時期、テスト期間、テスト項目、テスト実施方法などを記載したドキュメントを発注者に提出し、市職員によるテストの支援を行うものとします。

(9)研修の実施

システムの操作及び運用、管理について研修を実施してください。研修動画の提供によって実施する研修は可としますが、ドキュメントの提供のみで集合・動画研修のいずれも実施しないものは不可とします。

講義形式で研修を実施する場合は、構築後遅滞なく2回各50人程度の規模で実施してください。日程等については発注者側と協議して決定するものとします。

(10)本番運用開始までのシステム使用・保守及び運用支援

○本番運用開始までのシステム使用・保守

構築完了後、本稼働までの期間を仮稼働期間として見積費用内で安定稼働させてください。仮稼働期間の安定稼働にあたり必要となるシステム及び機器の保守、問い合わせ対応等の運用支援も本事業に含みます。

○市職員作業への支援

本事業の履行期間の内3か月程度の期間を残し、管理業務を除く前項までの作業をすべて完了させてください。残った期間は、市職員が現行 GIS と見比べて、移行時に劣化した情報の復元を行います。当該市職員の作業にあたっては、操作研修・問合せ対応等の伴走支援を実施してください。

○初期障害対応

本番運用開始前までに発見された障害等については見積費用内で対応してください。なお、初期障害対応にはシステムのバグ修正の他、構築時の設計等による不備、セットアップの不備、パラメータ設定の不備などシステムを利用する上で障害となる事象すべてに対し真摯に対応をしてください。

(11)リモート保守体制の構築

本項の実施は必須ではありませんが、仮運用期間の保守・運用支援のためリモート保守基盤を構築することができます。回線費用等リモート保守基盤の構築に必要な費用については見積費用内で対応してください。また当該基盤は本番運用期間に継続して利用しても問題ありません。ただし、本番運用期間中にかかる費用

については、後述する使用契約に含んでください。

なお、リモート保守基盤の実現方法については、当市インフラ・セキュリティ係と協議を行ってください。

-----市の想定構成-----

発注者の想定する構成としては、双方に VPN ルーターを受注者負担で設置し、踏み台 PC は使わず、サーバと庁内側の VPN ルーターで VPN を張り、VPN ルーター同士も VPN を張るものです。これにより、庁内 LAN の中はトンネリングされた通信なので、論理的に分離されている状態となります。

保守用回線は、フレッツ等の回線を発注者の名義で用意することを想定しています。(1つの回線で、複数事業者のリモート保守を実施する想定です。ただし、VPN ルーターは、それぞれの事業者ごとに必要です。)

フレッツ等網内の VPN は、NGN 網内の IPv6 DDNS を使います。(インターネット VPN は不可とします。)

なお、全ての保守をオンサイトで実施する予定の場合は、対応を原則翌営業日までとします。ただし、発注者と協議の上、急を要しないと判断された場合はその限りではありません。

(12) 納品物の作成

「13 成果物」に記載のある納品物の作成及び納品を実施してください。

7 セキュリティの確保

「6 本事業において受注者が実施する業務」に付随し、システムを利用するにあたり脅威となるリスクに対するセキュリティ対策を実施してください。例として、利用回線の選定、接続 IP アドレスの制限、ログの取得による内部不正の監視、パスワードの複雑化が挙げられます。

システム及び構築するネットワークにて実施できるセキュリティ対策について、実施の可否・方法を確認するヒアリングシートを作成し、発注者に提供してください。

発注者から実施する旨の回答があったセキュリティ対策については、見積費用内にて実施することとします。

8 バックアップ・リカバリー

統合型 GIS 及び公開型 GIS のシステムバックアップを1世代、データバックアップを5世代以上保存するようにしてください。また、バックアップデータの消失がないよう遠隔地保管やテープへの書き出しなど適切な対策を講じてください。

統合型 GIS について当市仮想基盤上に構築する場合のみ、当市が保有するバックアップソフトウェアを利用することができます。当該ソフトウェアを利用する場合は、費用はかかりません。

データの消失がないよう運用することが大前提ですが、万一障害が発生しデータが消失した場合、前述のバックアップを用いて3営業日以内に復旧してください。

9 本番運用期間中のシステム使用契約について

本事業の受注者と、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの統合型 GIS 及び公開型 GIS の使用契約を随意契約にて締結する予定です。使用契約に係る事業においては、令和8年3月市議会において債務負担行為を設定しており、その金額は令和9年度から令和13年度までの5年間で 33,906,755 円(税込)としています。当該債務負担行為金額を基に別途定める提案上限金額以下の金額で契約金額を決定し使用契約を締結します。

なお、当該使用契約にはシステムの使用権利の提供や各種ライセンス提供の他、以下の運用保守業務が含まれることを想定しています。

- 全体管理業務(定例会等を含む)
- ソフトウェア製品の保守
- 背景地図の更新(対象・頻度は別途協議のこと)
- テーブルメンテナンス
- パラメータ設定等
- 構成管理等の維持管理業務
- 性能管理
- リソース管理・監視
- システムチューニング
- セキュリティ管理
- 予防保守
- システム改善(制度改正等による軽微な変更・修正も含む)
- 障害対応
- 運用サポート(問い合わせ対応を含む)
- その他依頼による作業(例:利用実績の出力等の軽微作業)

詳細については、発注者受注者双方の契約協議により決定するものとします。

10 本番運用期間中の別途契約について

日々の運用におけるデータ登録や更新は、原則市職員により実施します。

市職員では実施できないデータのセットアップやデータ作成費用、年次更新などについては、職員による作業を想定せずに受注者に依頼します。この作業に係る費用については、軽微な作業であれば「9 本番運用期間中のシステム使用契約について」に記載した使用契約内で実施する想定ですが、作業の質や量によっては別途契約し、実施する必要があります。

どのような作業が別途契約の対象となるか使用契約の協議の際に発注者受注者双方の協議において決定し仕様書に盛り込みます。

11 5年間の運用終了後について

令和14年4月1日以降の使用契約については、令和9年4月1日から令和14年3

月31日の期間の事業評価を行い、「優良」と認められた場合、更に5年間の随意契約を行う予定です。契約金額については、原則本プロポーザルにて提示した金額とします。ただし、顕著なインフレーション等の現時点で想定のできない社会的な理由により本プロポーザルにて提示した金額での契約が受注者にとって著しく不利となる場合は、発注者受注者双方の協議の上契約金額を決定するものとします。また、本プロポーザルにて提示した金額での契約が発注者にとって著しく不利となる場合も同様に発注者受注者双方の協議の上契約金額を決定するものとします。

なお、本項の記載内容については、現時点において市議会で議決された予算上の担保がないため、受注者の了承なく予定を変更することがあります。その場合も本項に係る市の決定に異議を申し立てることはできません。

12 今回導入したシステムの運用終了時の対応について

今回導入したシステムの運用終了時に、次期システムへのデータ移行のためにデータ抽出等が必要であり、別途委託契約を締結する予定です。Shape ファイル、関連図書データ(関連付けられているファイル)、背景図データ、それらの関連情報データ及び抽出データを再構築するために必要なドキュメント他を提供していただく想定です。なお、データ抽出はテスト及び本番として2回を想定しています。

移行のためのデータ抽出等の作業及びドキュメント作成作業については、受注者の作業が必須であるため、当該作業を誠実に実施することができない又は当該作業を実施するにあたり著しく市場とかけ離れた不当な費用を要求する事業者は本調達への参加を不可とします。また、本調達へ参加したことにより、一切の不誠実な対応を行わないことについて同意したものとみなします。

13 成果物

以下のものを本市へ納品してください。ドキュメント類は MicrosoftOffice 形式又はPDF形式にて CD-R 等に格納して納品してください。

なお、ドキュメントについては以下の名称に依らず、受注者独自様式のドキュメントの納品も可とします。ドキュメントの納品物の変更については発注者に案を提示の上承認を得ることとしてください。

- (1)統合型GIS、公開型GIS、アプリケーション一式
- (2)各種ライセンス
- (3)システム機能仕様書
- (4)システム設計書
- (5)システム構成図
- (6)テスト実施計画書・テスト結果報告書
- (7)操作マニュアル
- (8)研修用資料
- (9)その他発注者が必要であると要望して本事業において作成したドキュメント

14 機密保護

本市から知り得た如何なる情報も、本事業の遂行の目的以外に使用せず、本事業終了後も機密として保持又は破棄し、第三者に開示もしくは漏洩しないよう必要な措置をとってください。

また、個人情報保護については個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守してください。

15 再委託

契約に係る履行の全部又は発注者が仕様書で指定した主要な部分を第三者に委任し、又は、請け負わせることは、原則禁止とします。

本業務においては、「6 本事業において受注者が実施する業務」で指定する業務及び当該項目に基づき受注者が提案した業務を主要業務とし、サーバ構築及びネットワーク基盤構築等の専門的な業務を付随的・補助的業務とします。

付随的・補助的業務を再委託する場合は、文書による申請と市の承諾が必要です。

16 その他

本仕様書に記載されていない事項であっても、当然必要と思われる事項については、発注者と協議の上、受注者の責任において処理するものとします。その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上これを定めます。